

船舶事故等調査報告書

平成23年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011広第30号	
事故等種類	灯浮標損傷	
発生日時	平成23年1月12日 17時57分ごろ	
発生場所	愛媛県松山市沖 伊予灘航路第9号灯浮標 (概位 北緯33°52.7' 東経132°35.7')	
事故等調査の経過	平成23年2月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 鐵笠丸^{てつりゆゑ}、748トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134865、豫州汽船株式会社（運航者 日鐵物流株式会社）</p>	
乗組員等に関する情報	甲板長、四級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船体 なし 灯浮標 太陽電池のパネル、保護枠及びマーキング装置損傷	
事故等の経過	本船は、船長及び甲板長ほか5人が乗り組み、空船で、甲板長が単独の船橋当直に就き、松山市沖の伊予灘航路に沿って南西進中、強い北西方からの風浪により圧流され、平成23年1月12日17時57分ごろ、伊予灘航路第9号灯浮標に衝突した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 7、視界 良好 海象：波高 約1.5m	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、松山市沖の伊予灘航路を南西進中、北西方からの風浪に圧流されたことから、伊予灘航路第9号灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、松山市沖の伊予灘航路を南西進中、北西方からの風浪に圧流されたため、伊予灘航路第9号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。	